平成２５年（フ）第１２号
栃木県足利市大沼田町952番地３　フラワーメゾン203
債務者　鈴木　昌弘
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１４号
栃木県佐野市大橋町1323番地
債務者　齋藤　友美（旧姓犬竹）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１６号
栃木県佐野市飛駒町2188番地
債務者　小島　和也
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１０９号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目35番地の５第一コーポヨネシロ102号
債務者　土田　啓子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月26日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５４９号
川崎市多摩区生田５丁目11番14号　パンシオン生田103
債務者　松浦　　豊
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第５８０号
川崎市川崎区渡田１丁目１番６―302号　ドルチェ川崎
債務者　江越　哲也
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６４３号
川崎市高津区坂戸１丁目９番５号　ハウス坂戸101、前住所川崎市高津区坂戸２丁目９番１―203号　エクセレンスハイム
債務者　石原　順一
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６８９号
川崎市多摩区宿河原２丁目11番８号　フラワーハイツ102、前住所川崎市宮前区菅生１丁目16番24―１号
債務者　吉田亜理砂
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第７００号
川崎市多摩区西生田５丁目16番７号
債務者　齊藤　桂子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９号
川崎市川崎区鋼管通１丁目11番13号　奥多野荘205
債務者　安田　正之
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
川崎市川崎区四谷上町16番11号
債務者　川部　育男
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
川崎市幸区中幸町３丁目26番地　海老原荘101
債務者　中島千代子（旧姓永田）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
川崎市川崎区四谷上町13番25号　松本ハウス106
債務者　日高　由美（旧姓岡野）
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目９番１―506号、前住所川崎市多摩区菅４丁目６番18―202号
債務者　田澤　一郎
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月７日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係